



厚生労働省 奈良労働局 **Press Release**

厚生労働省 奈良労働局 発表
令和2年9月1日

【照会先】

奈良労働局労働基準部賃金室
室長 渡邊 慎一
室長補佐 梅澤 正史
電話 0742-32-0206

報道関係者各位

令和2年度 奈良県最低賃金の改正決定について

— 令和2年10月1日から時間額838円 —

奈良労働局は、奈良県最低賃金を令和2年9月1日付けで正式に改正決定し、同日官報公示を行いました。

これにより、奈良県最低賃金は、官報公示の30日後である令和2年10月1日から時間額838円となります。

奈良県最低賃金は、奈良県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

(参 考)

奈良県最低賃金の推移

年 度	最低賃金額（時間額）	引上げ額	引上げ率
平成28年度	762円	22円	2.97%
平成29年度	786円	24円	3.15%
平成30年度	811円	25円	3.18%
令和元年度	837円	26円	3.21%
令和2年度	838円	1円	0.12%